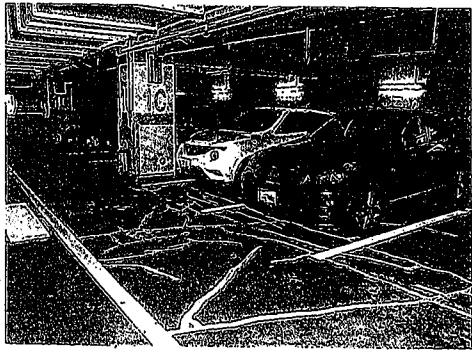


債権管理条例の拡大



乗用車が放置されていたJR草津駅地下の市営駐車場。放置した男性は見つからず、市は債権管理条例に基づいて駐車料金18万円を放棄した(草津市渋川1丁目)

困窮者救済の視点を

運用巡り住民訴訟も

湖流

1面から続く

2008年7月、草津市のJR草津駅地下の市営駐車場に、1台の乗用車が11日間放置されていた。市は警察に相談。市内在住だった50代男性が会社から横領した車だと分かった。男性はすでに転居し、撤去までの3カ月分の駐車料金18万円を請求するため市は静岡、和歌山、大阪と住

民票が移された跡をたどった。最後に住民票が残る大阪府西成区のアパートに市職員が訪れたが、男性は住んでおらず、1年後に再び訪れても不在だった。回収できない債権は市の未収金として翌年度に繰り越しとなる。同市では09年度約2億円のほったが債権管理条例の制定で、議会の議決なしに債権を放棄できるようになり、10、13年度に男性の事例も含め35件、約2億394万円を放棄した。市は「職員が他の債権回収に力を入れることができる」と意義を語る。だが放棄を進めるあまり住民訴訟に発展した事例も

ある。09年4月に条例施行した福知山市は10年3月に1470件8217万円分の債権を放棄したが、中には1960年代に生活困窮者に貸した金もあり、市民が「回収を怠った上での放棄は不当」として訴訟を起こした。一審で市側が逆転勝訴したが、行政関係者には一定の歯止めと映っている。県内の市町では生活困窮状態の人も債権放棄の対策にしている例が多いが、実際に放棄した例はほとんどない。「困窮」の基準が不明瞭なためだ。

新たに債権管理条例の制定を目指す野州市は、失職などで生活困窮状態になり滞納している人に対し就労支援など生活再建支援を行うことを条例に盛り込む方針。滞納情報を「生活困窮のSOS」ととらえ、払える状態にする。全国的にも珍しい内容で、11月議会に条例案を提出する。条例に詳しい瀧康暢弁護士(愛知県弁護士会)は「条例は徴収強化の流れで生まれた」としながらも、「生活保護水準以下の生活をしている人は多い。そうした人たちが生活を建て直せるよう、自治体は延々と支払いを促すのではなく、生活保護の受給要件を基準に債権放棄することが必要」と指摘する。(田代真也)

水道使用料や給食費… 滞納者への徴収強化

湖流

水道使用料や学校給食費、公営住宅賃料などの滞納者に対する徴収を滋賀県内の市町が強化している。関連する債権管理条例を制定したのは2010年の草津市をはじめ11市町にのぼり、全19市町の半数以上で、全国の都道府県でも特に多い。県も条例は制定していないものの、昨年4月に財政課内に債権回収特別対策室を設け、民事訴訟

11市町で債権管理条例

景には、2007年の国から地方への税源移譲で、市町村の収入のバイが増えた分、滞納増加のリスクが高まったことがある。景には、2007年の国から地方への税源移譲で、市町村の収入のバイが増えた分、滞納増加のリスクが高まったことがある。

「放棄」進める狙いも

とみられる。税金から始まった徴収強化が、各種使用料など税以外の債権にも及んできた。条例施行に合わせ債権回収に関するマニュアルを作る自治体も多い。県が対策室を設置してから今年9月末までに起こした訴訟は

93件を数える。対象は、高校の奨学金や母子家庭への貸付金の滞納者がほとんどだ。これまでは電話や手紙で支払いを促す以上のことはしていなかった。東村弘文室長は「財政が厳しい中で、歳入を確保しなければならぬのは時代の流れ」と説明する。市町の条例は徴収強化だけでなく、適正管理のために、行方不明や破産などで回収の見込みもない債権の放棄を進める狙いもある。放棄をめぐるのは福知山市などで住民訴訟が起きた例もあり、運用に課題を残している。(田代真也)

11 24面へ続く